

延岡市立南方小学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月1日施行

平成30年3月改定

(平成30年4月1日施行)

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

この「延岡市立南方小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。)第13条の規定に基づき、「宮崎県いじめ防止基本方針」・「延岡市いじめ防止基本方針」を受けて、本校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策に関する基本方針を定めるものであります。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめへの対応	3
(4)	地域や家庭との連携	3
(5)	関係機関との連携	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	4
2	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめへの対応	7
(4)	ネット上のいじめへの対応	9
(5)	指導体制	9
3	その他の留意事項	9
(1)	組織的な指導体制	9
(2)	校内研修の充実	9
(3)	校務の効率化	10
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	10
(5)	地域や家庭との連携について	10
(6)	関係機関との連携について	10
4	重大事態への対処	10
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	11
	南方小学校いじめ防止プログラム	12
	南方小学校いじめ防止のための職能別ポイント	13～15

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義 いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法令第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。その際、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (2) いじめの認知は、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (5) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような「いじめ」については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」

とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかり守る。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えている。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

(4) 地域や家庭との連携

いじめの問題について、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくりに努める。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、必要に応じて、関係機関（SC、SSW、警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図って指導を行う。また、教育相談においても、学校以外の相談窓口についても児童へ周知していく。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置し、適時開催します。なお、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、学級担任、関係職員、養護教諭、特別支援コーディネーター、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 異学年交流活動の実施
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進

イ いじめの認識やいじめ防止のために、児童が主体的に学ぶ機会を企画・実施する。

- 南方小いじめゼロ宣言
- 代表委員会による運動会など学校行事の企画提示

② 教職員が主体となった活動

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指す。

- アンケートの実施（毎月）と教育相談月間の設定（学期1回）

ウ 道徳を中心とした教科、学級活動の時間等で、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- 道徳科の時間におけるいじめの具体的な場面を考え議論する時間の設定
- 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（参観日等）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

① いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

ア いじめられる児童のサイン

登校時	<ul style="list-style-type: none">・遅刻や欠席が増える。(明確な理由を言わない)・教師と視線が合わずうつむいている。・体調不良を訴える。・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。・担任が教室に入出後、遅れて入出してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・保健室やトイレに行くようになる。・忘れ物が目立つようになる。・机周りが散乱している。・決められた座席と異なる席に着いている。・教科書やノートに汚れがある。・教師や児童の発言に対し、突然個人名が出される。

休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・いたづらをされる。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っている表情がさえない。 ・衣服に汚れ等がある。 ・一人で清掃をしている。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。 ・用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。

イ いじめる児童のサイン

<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教師が近づくと、不自然に話をやめたり分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的存在の児童がいる。
--

ウ いじめ行為につながる教室でのサイン

<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の児童の名前が出る。 ・筆記用具の貸し借りが多い。 ・壁や机などにいたづら書きがある。 ・机やイス、教材等の扱いが乱雑になっている。

エ いじめにつながる家庭でのサイン

行 動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や友達のことを話さなくなる。 ・友達や学級の不平・不満を口にするが多くなる。 ・朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・登校時刻になると体調不良を訴える。 ・食欲不振、不眠を訴える。 ・電話に出たがらななかったり、友達の誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・不審な電話やメールがある。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋にとじこもったり、家から出なかったりする。
外 見	<ul style="list-style-type: none"> ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
学 習	<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間が減る。 ・成績が下がる。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物がなくなったり、破壊されたり、落書きされたりする。 ・家庭の品物やお金がなくなる。 ・大きな額のお金を欲しがる。

- ② 定期的に教育相談月間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
 ○教育相談月間の設定（５月、１０月、２月）
 ○いじめの相談窓口の周知

学校	担任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導主事、教頭	
関係 機関	市青少年育成センター相談窓口	0120-783-904
	市オアシス教室	33-0330
	市児童相談所	35-1700
	市こども家庭課	22-7017
	市警察署ヤングテレフォン	21-7874
	県ふれあいコール	0985-38-7654、0985-31-5562
	教育ネットひむか「ネット目安箱」	教育ネットひむか内

- ③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
 ○学校独自のアンケートの実施
 ○県下一斉のアンケートの実施
- ④ 「いじめ不登校対策委員会」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
 ○職員会議での情報の共有
 ○進級時の情報の確実な引き継ぎ
 ○過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめへの対応

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 ○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 ○いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 ○いじめの事実について生徒指導主事・学年主任及び管理職に速やかに通報する。
- ② 情報の共有
 ○情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、「いじめ不登校対策委員会」の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ③ 事実関係についての調査
 ○速やかに「いじめ不登校対策委員会」を開き、調査の方針について決定する。
 ○調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市・県教育委員会へ直ちに報告する。
 ○児童及び教職員の聴き取りに当たっては、「いじめ不登校対策委員会」の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
 ○必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
 ○専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
 ○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 ○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、「いじめ不登校対策委員会」で決定する。

- 事実関係が把握された時点で、「いじめ不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- 「いじめ不登校対策委員会」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に对应する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

⑤ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 児童の心身・財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- いじめが解消されるまで組織的に継続して指導する。

【いじめ解消の定義】

被害児童が心身の苦痛を感じていないことが、面談等によって、本人、保護者に確認された。かつ、追跡調査の結果、いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上続いている。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

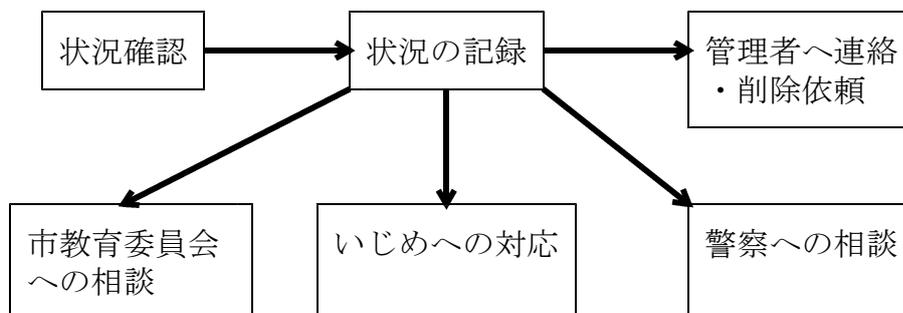
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

② ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 道徳を中心とする教科、学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

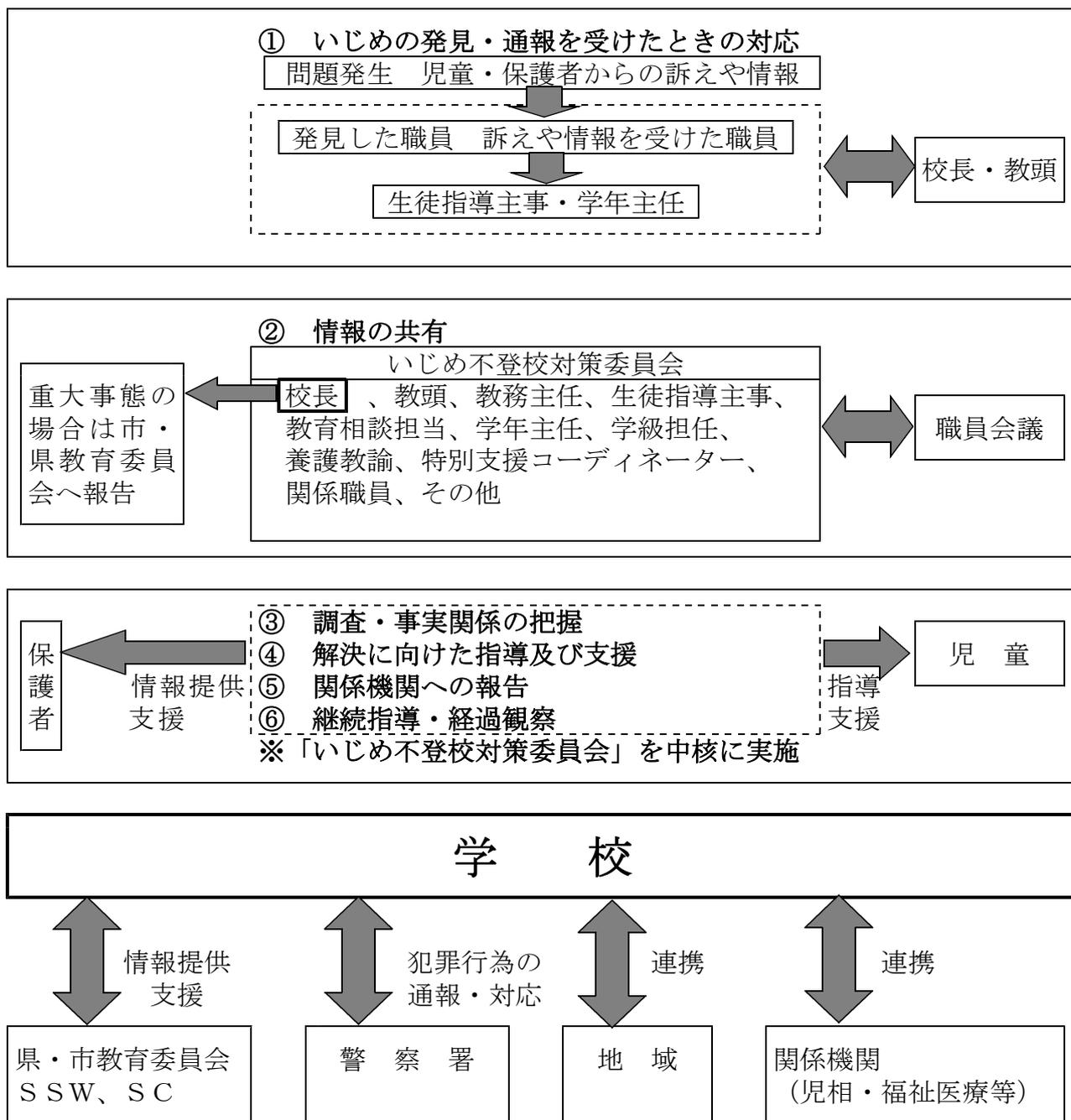
③ ネットいじめへの対応

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応する。



※市教育委員会の目安箱サイト等の活用

(5) 指導体制（組織的対応）



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・SSW、SCの活用（市・県教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

未然防止
 南方小学校いじめ防止プログラム

月	未然防止			早期発見・早期対応			保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	通達や特別活動	職員研修	アンケートや 教員相談等	いじめ不登校 対応委員会等		
4	卒業式 入学式 対面式 進足	1年間の目標 入学式・対面式の準備 なかよし週題の取組 「いじめ0宣言」	〈通〉いじめ① 〈特〉いじめ① 「望ましい人間関係」	南方小基本活動計 の確認と目標の 共有 生徒指導研	アンケート アンケート 教員相談	毎週火曜日の学年 会で、学年内のい じめの状況につい て情報を共有	家庭訪問 幼保小中合同研 PTA総会	計画・目標 の確認
5	通信学習	交流学習	〈通〉いじめ②		アンケート	生徒指導室に 状況 発生を報告し、随時 委員を随時選出し、 組織的対応につい て協議	幼稚園児との交 流	
6	卒業式	1学期の反省	〈特〉いじめ② 「望ましい人間関係」	人権同和教育研 生徒指導研	アンケート		保護者との教育 相談	
7	卒業式	2学期の目標	〈通〉いじめ③		アンケート	幼保小中合同研 協議	中間評価と 取組の改善	
8	進足	運動会への取組	〈通〉いじめ③		アンケート			
9	運動会	運動会への取組	〈特〉いじめ③ 「望ましい人間関係」	人権同和教育研	アンケート 教員相談	幼稚園児との交 流		
10	修学旅行	交流学習	〈通〉いじめ④		アンケート	幼稚園児との交 流		
11	なかよし 委員会 卒業式 結業式	人権週題の取組 なかよし委員会の取組 2学期の反省 3学期の目標	〈通〉いじめ④	月日誌「みんなな となかよくしよ う」の取組計画 人権同和教育研	アンケート アンケート アンケート アンケート	毎月の職員会議で 全校のいじめの状 況について確認し 情報を共有 ※緊急の事案につ いては随時ケース 会議も開催	幼保小中合同研 高部会との交流	中間評価と 取組の改善
1		なかよし週題の取組 交流学習	〈特〉いじめ④ 「望ましい人間関係」	生徒指導研	アンケート 教員相談	※アテンテートの分 析、取組の改善原 案作成	幼稚園児との交 流 学級評価	年間評価
2	進足 卒業式 進了式	お別れ集会の計画準備 卒業式準備 1年間の反省 ※児童会の「いじめ0 宣言」の取組	〈通〉いじめ⑤	今年度の反省と 次年度取組事項 の協議 いじめ不登校 対策委員会	アンケート 個別相談・グル ープ相談		幼稚園児との交 流 学級評価	年間評価 次年度計画 作成
通年							※年1回、参 観・同和教 育に関する を行う。	

南方小学校いじめ防止のための職能別ポイント1（防止・早期発見のための措置）

	いじめの防止のための措置	早期発見のための措置
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。 ○ はやしたてで見えぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。 ○ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。 ○ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方には細心の注意を払う。 ○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアテンションを高く保つ。 ○ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ○ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
生徒指導主事・教育相談担当教員	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 ○ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。 ○ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 ○ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の活用、電話相談窓口について周知する。 ○ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。 ○ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 ○ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

南方小学校いじめ防止のための職能別ポイント2（いじめに対する措置①）

	情報収集
学級担任等・養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、 該級の教員が直ちに現場に駆けつける。) ○ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 ○ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握 を行う。 ○ その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。 ○ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。 ○ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。 ○ その際、得られた情報は確実に記録に残す。 ○ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
いじめ不登校対策 委員会	<p style="text-align: center;">指導・支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、 教育相談担当、特別支援コーディネーター、校長・教頭、その他関係職員などで役割を分担) <ul style="list-style-type: none"> ● いじめられた児童や、いじめた児童への対応 ● その保護者への対応 ● 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等 ○ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つよう にする。 ○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報 し、適切に援助を求める。 ○ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

南方小学校いじめ防止のための職能別ポイント3（いじめに對する措置②）

児童への指導・支援	
いじめられた児童に對する教員	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に對し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。 ○ いじめられた児童にとつて信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。 ○ いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。 ○ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなどして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。 ○ いじめた児童に指導を行つても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。 ○ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。 ○ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があつても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などの確に発散できる力を育む。 ○ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。 ○ いじめを見つけた児童に對しても、自分の問題として扱えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。 ○ はやしたてると同調していた児童に對しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることと理解させる。 ○ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。 ○ いじめが解決したと思われ、児童の進級・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。 ○ 指導記録等を確実に保存し、児童の進級・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。
いじめた児童に對する教員	
学級担任	
いじめ不登校対策委員会	
学級担任を含む複数教員	<p style="text-align: center;">保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問（加害者、被害者とも、また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。 ○ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることができ、できる限り保護者の不安を除去する。 ○ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。